

令和3年8月

飯田市議会第3回定例会議案

## 令和3年飯田市議会第3回定例会議案目次

(8月31日提出分)

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 報告第34号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）      |
| 報告第35号 | 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について             |
| 議案第67号 | 教育委員会の委員の任命について                    |
| 議案第68号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて       |
| 議案第69号 | 飯田市千代財産区管理委員の選任について                |
| 議案第70号 | 飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 議案第71号 | 飯田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第72号 | 令和2年度飯田市水道事業剰余金の処分について             |
| 議案第73号 | 令和2年度飯田市下水道事業剰余金の処分について            |
| 議案第74号 | 令和3年度飯田市一般会計補正予算（第5号）案             |
| 議案第75号 | 令和3年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第1号）案         |
| 議案第76号 | 令和3年度飯田市墓地事業特別会計補正予算（第1号）案         |
| 議案第77号 | 令和3年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）案   |
| 議案第78号 | 令和3年度飯田市病院事業会計補正予算（第1号）案           |
| 議案第79号 | 令和3年度飯田市各財産区会計補正予算（第1号）案           |
| 議案第80号 | 令和2年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 議案第81号 | 令和2年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 議案第82号 | 令和2年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 議案第83号 | 令和2年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について       |

議案第84号	令和2年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第85号	令和2年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第86号	令和2年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第87号	令和2年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第88号	令和2年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第89号	令和2年度飯田市病院事業決算認定について
議案第90号	令和2年度飯田市水道事業決算認定について
議案第91号	令和2年度飯田市下水道事業決算認定について
議案第92号	令和2年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算認定について

報告第34号

## 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月31日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第23号 損害賠償の額を定めることについて

## 損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり学校施設維持に係る事故による損害を賠償する。

令和3年8月2日専決

飯田市長 佐藤 健

### 記

1 相手方 飯田市在住者

2 事件の概要

令和2年7月8日、飯田市上郷別府3254番地1の上郷小学校の学友林において、降り続いた雨の影響により当該学友林の立木が倒れ、同所付近に停めていた相手方の普通乗用自動車のフロントガラス及びサイドミラーに当たり、破損する損害を与えた。

3 損害賠償額 125,134円

報告第35号

## 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり報告する。

令和3年8月31日報告

飯田市長 佐藤 健

## 1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	— (11.92)
連結実質赤字比率	— (16.92)
実質公債費比率	8.0 (25.0)
将来負担比率	32.1 (350.0)

(備考) 1 「—」は、実質赤字額、連結実質赤字額又は将来負担額がないことを示す。

2 括弧内の数値は早期健全化基準

## 2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
地方卸売市場事業特別会計	— (20.0)
病院事業会計	— (20.0)
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業会計	— (20.0)

(備考) 1 「—」は、資金の不足額がないことを示す。

2 括弧内の数値は経営健全化基準

議案67号

## 教育委員会の委員の任命について

下記の者を、飯田市教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市在住 野澤 稔弘



議案68号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市在住 長谷川 敬子

飯田市在住 橘 祐三

議案第69号

## 飯田市千代財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市千代財産区管理委員に選任したいから、飯田市千代財産区管理会条例（昭和39年飯田市条例第31号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市在住 吉澤 学

## 議案第70号

## 飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

記

## 飯田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

第1条 飯田市手数料条例（平成12年飯田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

住民票（住民基本台帳法第6条の規定により飯田市長が調製するものをいう。）が調製されていないことに関する証明書の交付	1枚	300円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（天災その他の本人の責めによらない場合、追記領域の余白がなくなった場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。）	1枚	800円

」

を

「

住民票（住民基本台帳法第6条の規定により飯田市長が調製するものをいう。）が調製されていないことに関する証明書の交付	1枚	300円
---	----	------

」

に、

「

地方税法第20条の10の規定による納税証明書（道路運送車両法第97条の2に規定する証明書を除く。）の交付	1税目	300円
市税完納に関する証明書の交付	1枚	300円

」

を

「 地方税法第20条の10の規定による納税証明書（市税完納に関する証明書又は滞納処分を受けたことがないことの証明書を含み、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書を除く。）の交付	1 件	300円
---	-----	------

に、

「 車庫証明に用いる土地に関する証明書の交付	1 枚	300円
個人の new 築又は取得をした家屋が、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する家屋に該当するものであることについての証明書の交付	1 枚	1,300円
市民税に関する課税資料の閲覧又は写しの交付	1 枚	300円
地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧	1 回	300円
飯田市税条例第54条に規定する固定資産課税台帳の写しの交付	1 名義	300円

を

「 個人の new 築又は取得をした家屋が、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する家屋に該当するものであることについての証明書の交付	1 枚	1,300円
市民税に関する課税資料の閲覧又は写しの交付	1 枚	300円
地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧並びに同法第387条の規定による土地名寄帳及び家屋名寄帳の閲覧	1 回	300円
前項の固定資産課税台帳、土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しの交付	1 名義	300円

に、

「 地籍図の写しの交付	A 0 版 1 枚	600円
	A 3 版 1 枚	300円

を

「 地籍図の写しの交付	A 0 版 1 枚	600円
	A 3 版 1 枚	300円
航空写真の写しの交付	A 0 版 1 枚	1,500円

	A 3 版 1 枚	500円
地籍図及び航空写真の写しの重ね図の交付	A 0 版 1 枚	2,100円
	A 3 版 1 枚	800円

に改め、同表備考中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 地方税法第20条の10の規定による納税証明書の交付の件数の計算については、市長が規則で定める。

別表第2都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合		1 件	17,000円
	上記区分以外の場合	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物において国土交通大臣が定める方法(以下「モデル建物法」という。)により計算した場合	1 件	109,000円。ただし、工場、倉庫その他これらに類する用途(以下「工場等」という。)の場合にあっては、27,000円とする。
		上記区分以外の場合	1 件	280,000円。ただし、工場等の場合にあっては、31,000円とする。
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物の同法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積の増加する部分の床面積(以下「他の建築物の非住宅部分増加床面積」という。)がない場合	1 件	9,000円
		他の建築物の非住宅部分増加床面積がある場合	1 件	19,000円
	上記区分以外	モデル建   建築物のエ	1 件	57,000円。ただ

の場合	物法により計算した場合	エネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積の増加する部分の床面積(以下「非住宅部分増加床面積」という。)がない場合		し、工場等の場合にあつては、14,000円とする。
		非住宅部分増加床面積がある場合	1件	143,000円。ただし、工場等の場合にあつては、33,000円とする。
	上記区分以外の場合	非住宅部分増加床面積がない場合	1件	141,000円。ただし、工場等の場合にあつては、16,000円とする。
		非住宅部分増加床面積がある場合	1件	365,000円。ただし、工場等の場合にあつては、39,000円とする。
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による軽微な変更に関する証明書の交付			1件	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定の部に定める区分に応じ、それぞれに定める額

別表第2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物

エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項中「非住宅で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物において国土交通大臣が定める方法（以下「モデル建物法」という。）」を「モデル建物法」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の項中「当該計画が」を削る。

第2条 飯田市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

市民税に関する課税資料の閲覧又は写しの交付	1枚	300円
地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧並びに同法第387条の規定による土地名寄帳及び家屋名寄帳の閲覧	1回	300円
前項の固定資産課税台帳、土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しの交付	1名義	300円
土地台帳の写しの交付	1枚	300円
飯田市税条例第87条第1項に規定する軽自動車税に関する申告書の閲覧又は写しの交付	1枚	300円
地籍図（飯田市税条例第73条に定めるものをいう。以下同じ。）の閲覧	1回	300円
地籍図の写しの交付	A0版1枚	600円
	A3版1枚	300円
航空写真の写しの交付	A0版1枚	1,500円
	A3版1枚	500円
地籍図及び航空写真の写しの重ね図の交付	A0版1枚	2,100円
	A3版1枚	800円

」

を

「

地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧並びに同法第387条の規定による土地名寄帳及び家屋名寄帳の閲覧	1回	300円
前項の固定資産課税台帳、土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しの交付	1名義	300円
地籍図（飯田市税条例第73条に定めるものをいう。以下同じ。）の閲覧	1回	300円
地籍図の写しの交付	A0版1枚	600円
	A3版1枚	300円
土地台帳に登録された情報を登載した地籍図の写しの交付	A3版1枚	600円
航空写真の写しの交付	A0版1枚	1,500円
	A3版1枚	500円

地籍図及び航空写真の写しの重ね図の交付	A 0 版 1 枚	2,100円
	A 3 版 1 枚	800円
その他市税に関する書類の閲覧又は写しの交付	1 枚	300円

に改める。」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の飯田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に受け付ける申請に対する閲覧又は交付に係る手数料から適用し、同日前に受け付けた申請に対する閲覧又は交付に係る手数料については、なお従前の例による。



議案第71号

飯田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市水道事業の設置等に関する条例（平成5年飯田市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「104,400人」を「97,900人」に改め、同項第4号中「44,400立方メートル」を「35,000立方メートル」に改め、同条第3項第3号中「2,070人」を「1,700人」に改め、同項第4号中「1,220立方メートル」を「1,460立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

## 令和2年度飯田市水道事業剰余金の処分について

令和2年度飯田市水道事業剰余金について、別紙のとおり処分したいから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

## 令和2年度飯田市水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
			減債積立金	未処分利益剰余金
当年度末残高	10,795,936,673	533,939,043	1,287,982,308	215,051,530
議会の議決による 処分数額	0	0	215,051,530	△215,051,530
減債積立金の 積立	0	0	215,051,530	△215,051,530
処分後残高	10,795,936,673	533,939,043	1,503,033,838	(繰越利益剰余金) 0

議案第73号

令和2年度飯田市下水道事業剰余金の処分について

令和2年度飯田市下水道事業剰余金について、別紙のとおり処分したいから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

## 令和2年度飯田市下水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
			減債積立金	未処分利益剰余金	その他未処分利益剰余金変動額
当年度末残高	2,318,651,909	783,542,267	0	556,060,129	630,937,268
議会の議決による処分額	630,937,268	0	556,060,129	△556,060,129	△630,937,268
資本金への組入れ	630,937,268	0	0	0	△630,937,268
減債積立金の積立	0	0	556,060,129	△556,060,129	0
処分後残高	2,949,589,177	783,542,267	556,060,129	(繰越利益剰余金) 0	(繰越利益剰余金) 0



令和3年度飯田市一般会計補正予算（第5号）案

令和3年度飯田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ365,750千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,470,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
10 地方交付税	
	1 地方交付税
14 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
15 県支出金	
	2 県補助金
	3 委託金
17 寄附金	
	1 寄附金
18 繰入金	
	2 基金繰入金
20 諸収入	
	4 受託事業収入
	5 雑入
21 市債	
	1 市債
歳入合計	



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
11,195,000	221,389	11,416,389
11,195,000	221,389	11,416,389
6,886,253	55,869	6,942,122
4,778,145	13,340	4,791,485
2,090,758	42,529	2,133,287
3,338,336	10,226	3,348,562
1,110,657	7,513	1,118,170
323,143	2,713	325,856
338,700	1,018	339,718
338,700	1,018	339,718
1,217,367	4,300	1,221,667
1,168,931	4,300	1,173,231
2,405,790	11,448	2,417,238
170,394	9,448	179,842
659,842	2,000	661,842
4,837,900	61,500	4,899,400
4,837,900	61,500	4,899,400
48,105,106	365,750	48,470,856

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費
3 民生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	1 保健衛生費
5 労働費	1 労働諸費
6 農林水産業費	1 農業費
	2 林業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	2 道路橋りょう費
	3 河川費
	4 都市計画費
10 教育費	2 小学校費
	3 中学校費
	5 社会教育費
	6 保健体育費
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費
	2 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
5,918,942	1,771	5,920,713
5,094,973	1,771	5,096,744
16,106,104	24,790	16,130,894
7,619,236	21,244	7,640,480
7,593,051	3,205	7,596,256
893,817	341	894,158
4,906,971	10,860	4,917,831
3,829,181	10,860	3,840,041
232,337	4,000	236,337
232,337	4,000	236,337
1,136,895	34,826	1,171,721
758,497	2,409	760,906
378,398	32,417	410,815
3,075,053	11,501	3,086,554
3,075,053	11,501	3,086,554
4,863,867	△919	4,862,948
2,224,314	△1,000	2,223,314
135,967	0	135,967
1,897,082	81	1,897,163
4,410,415	233,799	4,644,214
908,515	42,738	951,253
1,084,833	4,596	1,089,429
1,287,996	164,351	1,452,347
632,532	22,114	654,646
675,200	45,122	720,322
96,300	1,200	97,500
578,900	43,922	622,822

款	項
歲 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
48,105,106	365,750	48,470,856

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと飯田応援隊募集事業業務委託料	令和3年度から令和6年度まで	千円 148,104

第3表 地方債補正

1 追加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
障害福祉施設整備事業費	千円 4,800	普通貸借 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利 率見直し方式 については、 当該見直し後 の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金についてはその融 通条件により、銀行 その他の場合にはそ の債権者と協議する。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還若 しくは借換えするこ とができる。
森林公園整備事業費	16,500			

## 2 変 更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
児童養護施設・乳児院整備事業費	20,500 <sup>千円</sup>	22,700 <sup>千円</sup>
義務教育施設整備事業費	613,200	645,000
社会教育施設整備事業費	100,700	234,400
補助災害復旧事業費	159,800	166,700
単独災害復旧事業費	73,100	97,200
臨時財政対策債	1,790,000	1,631,500
計	4,837,900	4,899,400





歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	11,195,000	221,389	11,416,389
14 国庫支出金	6,886,253	55,869	6,942,122
15 県支出金	3,338,336	10,226	3,348,562
17 寄附金	338,700	1,018	339,718
18 繰入金	1,217,367	4,300	1,221,667
20 諸収入	2,405,790	11,448	2,417,238
21 市債	4,837,900	61,500	4,899,400
歳入合計	48,105,106	365,750	48,470,856

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	5,918,942	1,771	5,920,713
3 民生費	16,106,104	24,790	16,130,894
4 衛生費	4,906,971	10,860	4,917,831
5 労働費	232,337	4,000	236,337
6 農林水産業費	1,136,895	34,826	1,171,721
7 商工費	3,075,053	11,501	3,086,554
8 土木費	4,863,867	△919	4,862,948
10 教育費	4,410,415	233,799	4,644,214
11 災害復旧費	675,200	45,122	720,322
歳出合計	48,105,106	365,750	48,470,856

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
105		1,000	666
17,966	7,000	18	△194
		1,500	9,360
8,000			△4,000
7,574	16,500	2,000	8,752
		2,800	8,701
		△1,000	81
19,110	165,500	10,448	38,741
13,340	31,000		782
66,095	220,000	16,766	62,889

## 2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	11,195,000	221,389	11,416,389
1 地方交付税	11,195,000	221,389	11,416,389
1 地方交付税	11,195,000	221,389	11,416,389
14 国庫支出金	6,886,253	55,869	6,942,122
1 国庫負担金	4,778,145	13,340	4,791,485
11 災害復旧費負担金	353,710	13,340	367,050
2 国庫補助金	2,090,758	42,529	2,133,287
2 総務費国庫補助金	453,396	23,079	476,475
3 民生費国庫補助金	514,029	18,071	532,100
10 教育費国庫補助金	53,623	1,379	55,002
15 県支出金	3,338,336	10,226	3,348,562
2 県補助金	1,110,657	7,513	1,118,170
6 農林水産業費県補助金	252,913	7,513	260,426
3 委託金	323,143	2,713	325,856
6 農林水産業費委託金	1,206	61	1,267
10 教育費委託金	16,274	2,652	18,926
17 寄附金	338,700	1,018	339,718
1 寄附金	338,700	1,018	339,718
3 民生費寄附金	0	18	18
10 教育費寄附金	3,000	1,000	4,000

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1	地方交付税	221,389	普通交付税	221,389
21	公共土木施設災害復旧費負担金	13,340	公共土木施設災害復旧事業負担金	13,340
9	企画費補助金	23,079	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	23,079
1	社会福祉総務費補助金	17,071	感染症生活困窮者自立支援金支給事業事業費交付金	16,260
			感染症生活困窮者自立支援金支給事業事務費交付金	811
9	重層的支援体制整備事業費補助金	1,000	重層的支援体制整備事業交付金	1,000
53	文化財保護費補助金	289	文化財保護補助金	289
56	美術博物館費補助金	1,090	文化芸術振興費補助金	1,090
1	農業委員会費補助金	1,348	国有農地関係事務補助金	1,348
22	林業振興費補助金	6,165	松林健全化推進事業補助金	6,165
7	農地費委託金	61	地すべり防止施設等管理業務委託金	61
22	小学校教育振興費委託金	200	道徳教育研究推進校事業委託金	200
53	文化財保護費委託金	2,452	文化財保護委託金（埋文発掘）	2,452
24	発達支援センター費寄附金	18	療育事業寄附金 杏林歯科医院から	18
61	保健体育費寄附金	1,000	保健体育振興寄附金	1,000

(款) 17 寄附金  
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補正額	計
17	1	10			
18	繰入金		1,217,367	4,300	1,221,667
	2	基金繰入金	1,168,931	4,300	1,173,231
		1 基金繰入金	1,168,931	4,300	1,173,231
20	諸収入		2,405,790	11,448	2,417,238
	4	受託事業収入	170,394	9,448	179,842
		10 教育費受託事業収入	2,000	9,448	11,448
	5	雑入	659,842	2,000	661,842
		1 雑入	659,842	2,000	661,842
21	市債		4,837,900	61,500	4,899,400
	1	市債	4,837,900	61,500	4,899,400
		3 民生債	164,300	7,000	171,300
		6 農林水産業債	103,600	16,500	120,100
		8 土木債	955,900	0	955,900
		10 教育債	753,500	165,500	919,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		株式会社NEXASから	1,000
2 特定目的基金繰入金	4,300	過疎地域自立促進基金繰入金	2,800
		森林経営管理基金繰入金	1,500
1 埋蔵文化財調査受託事業収入	9,448	埋蔵文化財調査受託事業収入	9,448
4 衛生費雑入	1,500	感染症感染拡大予防対策事業町村負担金	1,500
6 農林水産業費雑入	500	農業課雑入	500
3 障害福祉施設整備事業債	4,800	社会福祉施設整備事業債	4,800
21 児童養護施設・乳児院整備事業債	2,200	社会福祉施設整備事業債	2,200
23 森林公園債	16,500	一般単独事業債	16,500
23 道路新設改良事業債	0	自然災害防止事業債	△20,000
		緊急自然災害防止対策事業債	20,000
33 河川改修事業債	0	自然災害防止事業債	△8,000
		緊急自然災害防止対策事業債	8,000
23 小学校建設事業債	28,800	公共施設等適正管理推進事業債	28,800
33 中学校建設事業債	3,000	義務教育施設整備事業債（大規模改造）	△27,000
		防災・減災・国土強靱化事業債	30,000
54 公民館整備事業債	108,700	公共施設等適正管理推進事業債	108,700
57 文化会館整備事業債	24,300	緊急防災・減災事業債	27,000
		公共施設等適正管理推進事業債	△2,700

(款) 21 市債  
(項) 1 市債

款 項 目			補正前の額	補正額	計
21	1	10			
		11 災害復旧債	232,900	31,000	263,900
		16 臨時財政対策債	1,790,000	△158,500	1,631,500
歳 入 合 計			48,105,106	365,750	48,470,856



(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
62	社会体育施設整備事業債	400	公共施設等適正管理推進事業債	△3,500
			緊急防災・減災事業債	3,900
63	社会体育学校開故事業債	300	公共施設等適正管理推進事業債	△800
			緊急防災・減災事業債	1,100
1	農業施設等災害復旧債	700	現年発生単独災害復旧事業債	700
21	公共土木施設災害復旧債	30,300	現年発生補助災害復旧事業債	6,900
			現年発生単独災害復旧事業債	23,400
1	臨時財政対策債	△158,500	臨時財政対策債	△158,500

### 3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	5,918,942	1,771	5,920,713	105		1,000	666
1 総務管理費	5,094,973	1,771	5,096,744	105		1,000	666
1 総務管理費	1,971,668	666	1,972,334				666
5 自治振興費	304,493	1,000	305,493			1,000	0
						1,000	0
				(繰)ふるさと基金繰入金			1,000
10 人事管理費	290,397	105	290,502	105			0
				105			0
				(国)感染症生活困窮者自立支援金支給事業事務費交付金			105
3 民生費	16,106,104	24,790	16,130,894	17,966	7,000	18	△194
1 社会福祉費	7,619,236	21,244	7,640,480	17,966	4,800		△1,522
1 社会福祉総務費	277,555	△21,454	256,101	16,966			△38,420
				681			0
				(国)感染症生活困窮者自立支援金支給事業事務費交付金			681
							△38,420
				16,285			0
				(国)感染症生活困窮者自立支援金支給事業事務費交付金			16,260
				(国)感染症生活困窮者自立支援金支給事業事務費交付金			25
3 障害者福祉費	2,105,214	6,080	2,111,294		4,800		1,280

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
14 工事請負費	666	10総務一般管理費 01総務一般管理費 14 工事請負費 施設改修工事費	666 666 666 666
18 負担金補助及び交付金	1,000	10自治振興一般経費 01自治振興一般経費 18 負担金補助及び交付金 自治振興補助金	1,000 1,000 1,000 1,000
4 共済費	105	01人件費 03会計年度任用職員人件費 4 共済費 社会保険料 雇用保険料	105 105 105 100 5
1 報酬	660	01人件費 03会計年度任用職員人件費	681 681
8 旅費	21	1 報酬 報酬(パートタイム)	660 660
10 需用費	13	8 旅費 費用弁償(パートタイム)	21 21
11 役務費	12	14地域福祉推進事業費	△38,420
12 委託料	△38,420	12地域福祉コーディネーター設置事業費 12 委託料 地域福祉コーディネーター業務委託料	△38,420 △38,420 △38,420
19 扶助費	16,260	19生活困窮者自立支援事業費 02感染症生活困窮者自立支援事業費 10 需用費 消耗品費 11 役務費 通信運搬費 19 扶助費 感染症生活困窮者自立支援事業支援金	16,285 16,285 13 13 12 12 16,260 16,260

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳									
						特定財源			一般財源						
						国県支出金	地方債	その他							
3	1	3					4,800		1,280						
								(市)社会福祉施設整備事業債	4,800						
		4	老人福祉費	2,746,534	△1,802	2,744,732				△1,802					
										△1,802					
		9	重層的支援体制整備事業費	361,372	38,420	399,792	1,000			37,420					
							△3,000			△7,825					
								(国)重層的支援体制整備事業交付金	△3,000						
	4,000								45,245						
							(国)重層的支援体制整備事業交付金	4,000							
	2	2	児童福祉費	7,593,051	3,205	7,596,256		2,200	18	987					
							1	児童福祉総務費	117,992	2,647	120,639		2,200	447	
													2,200	447	
													(市)社会福祉施設整備事業債	2,200	
							4	発達支援センター費	170,772	18	170,790			18	0
														18	0
						(寄)療育事業寄附金	18								
7	児童健全育成費	147,705	540	148,245				540							
								540							
3	3	生活保護費	893,817	341	894,158				341						
						2	福祉企業センター費	156,577	341	156,918			341		
														31	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	6,080	20障害者の住まいの場確保事業費 02障害者グループホーム等整備事業費 18 負担金補助及び交付金 障害者グループホーム等整備事業補助金	6,080 6,080 6,080 6,080
27 繰出金	△1,802	12介護保険関係事業費 01介護保険特別会計繰出金 27 繰出金 介護保険特別会計繰出金	△1,802 △1,802 △1,802 △1,802
12 委託料	38,420	12参加支援事業費 01地域福祉コーディネーター設置事業費 12 委託料 事業運営業務委託料  13地域づくりに向けた支援事業費 05地域福祉コーディネーター設置事業費 12 委託料 事業運営業務委託料	△10,825 △10,825 △10,825 △10,825  49,245 49,245 49,245 49,245
18 負担金補助及び交付金	2,647	10児童福祉一般経費 03児童養護施設・乳児院整備事業費 18 負担金補助及び交付金 児童養護施設・乳児院整備事業補助金	2,647 2,647 2,647 2,647
10 需用費	18	11発達支援センター事業費 01発達支援センター事業費 10 需用費 消耗品費	18 18 18 18
10 需用費	92	11児童館・児童センター・児童クラブ運営費 01児童館・児童センター運営費	540 540
12 委託料	448	10 需用費 修繕料 12 委託料 シロアリ駆除業務委託料	92 92 448 448
13 使用料及び賃借料	119	11今宮福祉企業センター費 01今宮福祉企業センター管理費	31 31
14 工事請負費	59	18 負担金補助及び交付金 研修会等負担金	31 31

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3 3 2							79	
							36	
							20	
							36	
							139	
4 衛生費	4,906,971	10,860	4,917,831			1,500	9,360	
1 保健衛生費	3,829,181	10,860	3,840,041			1,500	9,360	
1 保健衛生総務費	2,760,642	7,516	2,768,158			1,500	6,016	
							3,547	
							2,469	
						1,500	0	
				(諸)感染症感染拡大予防 対策事業町村負担金			1,500	
3 成人保健事業費	187,977	3,344	191,321				3,344	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	163	13上久堅福祉企業センター費	79
		01上久堅福祉企業センター管理費	79
		14 工事請負費	59
		施設改修工事費	59
		18 負担金補助及び交付金	20
		研修会等負担金	20
		15鼎福祉企業センター費	36
		01鼎福祉企業センター管理費	36
		18 負担金補助及び交付金	36
		研修会等負担金	36
		17上郷福祉企業センター費	20
		01上郷福祉企業センター管理費	20
		18 負担金補助及び交付金	20
		研修会等負担金	20
		19上村福祉企業センター費	36
		01上村福祉企業センター管理費	36
		18 負担金補助及び交付金	36
		研修会等負担金	36
		21南信濃福祉企業センター費	139
		01南信濃福祉企業センター管理費	139
13 使用料及び賃借料	119		
事務用機器借上料	119		
18 負担金補助及び交付金	20		
研修会等負担金	20		
10 需用費	5,047	12保健施設管理費	3,547
		01保健施設管理費	3,547
22 償還金利子及び割引料	2,469	10 需用費	3,547
		修繕料	3,547
		27感染症検査補助事業費	2,469
		01感染症検査補助事業費	2,469
		22 償還金利子及び割引料	2,469
		過年度国庫支出金精算返還金	2,469
		29感染症感染拡大予防対策事業費	1,500
		01感染症感染拡大予防対策事業費	1,500
10 需用費	1,500		
消耗品費	1,500		

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 1 3							3,344
5 労働費	232,337	4,000	236,337	8,000			△4,000
1 労働諸費	232,337	4,000	236,337	8,000			△4,000
1 労働諸費	211,151	4,000	215,151	8,000			△4,000
				8,000			△4,000
				(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		8,000	
6 農林水産業費	1,136,895	34,826	1,171,721	7,574	16,500	2,000	8,752
1 農業費	758,497	2,409	760,906	1,409		500	500
1 農業委員会費	36,492	1,348	37,840	1,348			0
				1,348			0
				(県)国有農地関係事務補助金		1,348	
3 農政対策費	81,158	1,000	82,158			500	500
						500	500
				(諸)農業課雑入		500	
7 農地費	281,710	61	281,771	61			0
				61			0
				(県)地すべり防止施設等管理業務委託金		61	
2 林業費	378,398	32,417	410,815	6,165	16,500	1,500	8,252
2 林業振興費	295,338	10,417	305,755	6,165		1,500	2,752
						1,500	0
				(繰)森林経営管理基金繰入金		1,500	
				6,165			2,752
				(県)松林健全化推進事業補助金		6,165	
3 森林公園費	10,942	22,000	32,942		16,500		5,500



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
22 償還金利子及び割引料	3,344	19風しん対策事業費 01風しん対策事業費 22 償還金利子及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	3,344 3,344 3,344 3,344
18 負担金補助及び交付金	4,000	10労働諸費 01労働諸費 18 負担金補助及び交付金 雇用調整助成金申請支援事業補助金	4,000 4,000 4,000 4,000
12 委託料	1,348	10農業委員会総務費 01農業委員会総務費 12 委託料 未貸付国有農地除草業務委託料	1,348 1,348 1,348 1,348
18 負担金補助及び交付金	1,000	15新規就農促進事業費 03新規就農者支援事業費 18 負担金補助及び交付金 経営承継・発展等支援事業補助金	1,000 1,000 1,000 1,000
12 委託料	61	10土地改良一般経費 03地すべり防止施設管理費 12 委託料 地すべり防止施設等管理業務委託料	61 61 61 61
12 委託料	8,917	11森林造成事業費 01森林造成事業費 18 負担金補助及び交付金 間伐促進対策事業補助金	1,500 1,500 1,500 1,500
18 負担金補助及び交付金	1,500	14森林病虫害対策事業費 01森林病虫害対策事業費 12 委託料 伐倒駆除業務委託料	8,917 8,917 8,917 8,917

(款) 6 農林水産業費  
(項) 2 林業費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 2 3					16,500		5,500
				(市)一般単独事業債			16,500
7 商工費	3,075,053	11,501	3,086,554			2,800	8,701
1 商工費	3,075,053	11,501	3,086,554			2,800	8,701
4 観光費	360,741	4,566	365,307			2,800	1,766
							1,300
							466
						2,800	0
				(繰)過疎地域自立促進基金繰入金			2,800
5 工業振興費	380,632	6,935	387,567				6,935
							6,935
8 土木費	4,863,867	△919	4,862,948			△1,000	81
2 道路橋りょう費	2,224,314	△1,000	2,223,314			△1,000	0
2 道路維持費	580,341	△1,000	579,341			△1,000	0
						△1,000	0
				(繰)ふるさと基金繰入金			△1,000
3 道路新設改良費	1,274,872	0	1,274,872				0
							0
				(市)自然災害防止事業債			△20,000
				(市)緊急自然災害防止対策事業債			20,000
3 河川費	135,967	0	135,967				0
3 河川改修費	103,509	0	103,509				0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	22,000	10森林公園一般経費 01森林公園一般経費 14 工事請負費 施設改修工事費	22,000 22,000 22,000 22,000
12 委託料	2,800	10観光事業費 09観光まつり振興事業費	1,300 1,300
14 工事請負費	466	18 負担金補助及び交付金 南信州獅子舞フェスティバル補助金	1,300 1,300
18 負担金補助及び交付金	1,300	14天龍峡まちづくり支援事業費 06天龍峡活性化事業費 14 工事請負費 施設改修工事費	466 466 466 466
		20遠山郷観光振興費 04南信濃観光施設管理費 12 委託料 道の駅遠山郷運営改善計画策定業務委託料	2,800 2,800 2,800 2,800
18 負担金補助及び交付金	6,935	10工業振興一般経費 23地域産品ブランド化事業費 18 負担金補助及び交付金 水引常設展示場整備事業等負担金	6,935 6,935 6,935 6,935
14 工事請負費	△1,000	11道路舗装補修事業費 01道路舗装補修事業費 14 工事請負費 道路舗装補修工事費	△1,000 △1,000 △1,000 △1,000
		12道路改良事業費(単独) 09道路自然災害防止事業費 財源内訳補正	
		12河川改修事業費(単独)	

(款) 8 土木費  
(項) 3 河川費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
8	3	3							0
						(市)自然災害防止事業債	△8,000		
						(市)緊急自然災害防止対策事業債	8,000		
	4	都市計画費	1,897,082	81	1,897,163				81
		1 都市計画総務費	13,954	81	14,035				81
									81
10	教育費		4,410,415	233,799	4,644,214	19,110	165,500	10,448	38,741
	2	小学校費	908,515	42,738	951,253	8,200	28,800	650	5,088
		1 小学校管理費	328,525	126	328,651				126
									126
		2 小学校教育振興費	407,205	10,602	417,807	8,200		650	1,752
									1,435
						200			1,317
						(県)道徳教育研究推進校事業委託金		200	
								650	0
						(寄)保健体育振興寄附金		650	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		02河川自然災害防止事業費 財源内訳補正	
18 負担金補助及び交付金	81	10都市計画総務費 03都市計画関係協会負担金 18 負担金補助及び交付金 県都市施設協会負担金	81 81 81 81
21 補償補填及び賠償金	126	12小学校施設管理費 01小学校施設管理費 21 補償補填及び賠償金 事故等賠償金	126 126 126 126
1 報酬	1,269	01人件費 03会計年度任用職員人件費	1,435 1,435
3 職員手当等	124	1 報酬 報酬(パートタイム)	1,269 1,269
7 報償費	35	3 職員手当等 期末手当(パートタイム)	124 124
8 旅費	73	8 旅費 費用弁償(パートタイム)	42 42
10 需用費	780	10小学校教育振興一般経費	2,167
11 役務費	4	01小学校教育振興事業費	1,517
12 委託料	1,317	7 報償費 講師謝礼	35 35
18 負担金補助及び交付金	7,000	8 旅費 普通旅費	31 31
		10 需用費 消耗品費	130 128
		食糧費	2
		11 役務費 通信運搬費	4 4
		12 委託料 水泳指導業務等委託料	1,317 1,317
		13学校保健対策事業費	650
		10 需用費 消耗品費	650 650
		15校外活動支援事業費	7,000

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
						特定財源			一般財源			
						国県支出金	地方債	その他				
10	2	2				8,000			△1,000			
						(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			8,000			
	3	小学校建設費	172,785	32,010	204,795		28,800		3,210			
							28,800		3,210			
						(市)公共施設等適正管理推進事業債	28,800					
	3	中学校費	1,084,833	4,596	1,089,429	5,700	3,000	350	△4,454			
	2	中学校教育振興費	320,564	4,596	325,160	5,700		350	△1,454			
										350	0	
										(寄)保健体育振興寄附金	350	
												500
					5,700			△1,000				
					(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	5,700						
							481					
3	中学校建設費	534,400	0	534,400		3,000		△3,000				
						3,000		△3,000				
					(市)義務教育施設整備事業債(大規模改造)	△27,000						
					(市)防災・減災・国土強靱化事業債	30,000						

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		01校外活動支援事業費	7,000
		18 負担金補助及び交付金	7,000
		修学旅行等の延期又は中止に伴うキャンセル料等補助金	7,000
14 工事請負費	32,010	11小学校建設事業費	32,010
		03小学校施設大規模改修事業費	32,010
		14 工事請負費	32,010
		小学校大規模改修工事費	32,010
1 報酬	△1,269	01人件費	△1,435
		03会計年度任用職員人件費	△1,435
3 職員手当等	△124	1 報酬	△1,269
		報酬(パートタイム)	△1,269
7 報償費	500	3 職員手当等	△124
		期末手当(パートタイム)	△124
8 旅費	△42	8 旅費	△42
		費用弁償(パートタイム)	△42
10 需用費	350	10中学校教育振興一般経費	350
11 役務費	481	12学校保健対策事業費	350
		10 需用費	350
		消耗品費	350
18 負担金補助及び交付金	4,700	13情報視聴覚教育費	500
		03情報モラル教育推進事業費	500
		7 報償費	500
		講師謝礼	500
		15校外活動支援事業費	4,700
		01校外活動支援事業費	4,700
		18 負担金補助及び交付金	4,700
		修学旅行等の延期又は中止に伴うキャンセル料等補助金	4,700
		16小中連携・一貫教育推進事業費	481
		02小中連携・一貫教育学力向上事業費	481
		11 役務費	481
		手数料	481
		11中学校建設事業費	
		15中学校校舎外壁改修事業費	
		財源内訳補正	

## (款) 10 教育費

## (項) 5 社会教育費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
10 5 社会教育費	1,287,996	164,351	1,452,347	5,210	133,000	9,448	16,693	
3 文化財保護費	69,361	12,137	81,498	2,452		9,448	237	
				1,112		4,522	0	
				(県)文化財保護委託金 (埋文発掘)			1,112	
				(諸)埋蔵文化財調査受託事業収入			4,522	
							237	
				1,340			0	
				(県)文化財保護委託金 (埋文発掘)			1,340	
						4,926	0	
				(諸)埋蔵文化財調査受託事業収入			4,926	



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	5,451	01人件費	5,634
		03会計年度任用職員人件費	5,634
7 報償費	21	1 報酬	5,451
		報酬 (パートタイム)	5,451
8 旅費	213	8 旅費	183
		費用弁償 (パートタイム)	183
10 需用費	817	10文化財保護費	237
11 役務費	60	01文化財管理事業費	237
12 委託料	2,064	12 委託料	237
		立木伐採業務委託料	237
13 使用料及び賃借料	3,311	13埋蔵文化財調査事業費 (受託)	6,266
		02埋蔵文化財調査事業費 (県)	1,340
14 工事請負費	200	7 報償費	7
		講師謝礼	7
		8 旅費	10
		普通旅費	10
		10 需用費	164
		消耗品費	113
		燃料費	12
		印刷製本費	19
		光熱水費	20
		11 役務費	12
		手数料	12
		12 委託料	366
		測量調査等業務委託料	366
		13 使用料及び賃借料	781
		事業用機材等借上料	781
		03埋蔵文化財調査事業費 (その他)	4,926
		7 報償費	14
		事業推進、調査協力謝礼	14
		8 旅費	20
		普通旅費	20
		10 需用費	653
		消耗品費	451
		燃料費	48
		印刷製本費	74
		光熱水費	80
		11 役務費	48
		手数料	48
		12 委託料	1,461
		測量調査等業務委託料	1,461
		13 使用料及び賃借料	2,530
		事業用機材等借上料	2,530
		14 工事請負費	200
		安全対策工事費	200

## (款) 10 教育費

## (項) 5 社会教育費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
10	5	4 公民館費	401,292	120,846	522,138		108,700		12,146	
							108,700		12,146	
						(市)公共施設等適正管理 推進事業債			108,700	
		6 美術博物館費	237,886	3,513	241,399	2,758			755	
						2,070			755	
						(国)新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金			1,035	
						(国)文化芸術振興費補助 金			1,035	
						110			0	
						(国)新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金			55	
		(国)文化芸術振興費補助 金			55					
			578		0					
(国)新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金			289							
(国)文化財保護補助金			289							
7 文化会館費	291,444	27,855	319,299		24,300		3,555			
							3,825			
					24,300		△270			
				(市)緊急防災・減災事業 債			27,000			
(市)公共施設等適正管理 推進事業債			△2,700							
6 保健体育費	632,532	22,114	654,646		700		21,414			
2 社会体育施設費	173,183	18,913	192,096		400		18,513			

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
14 工事請負費	120,846	12公民館整備費 02公民館改修事業費 14 工事請負費 施設改修工事費	120,846 120,846 120,846 120,846
10 需用費	1,789	10美術博物館管理費 01美術博物館管理費	2,825 2,825
14 工事請負費	1,331	10 需用費 消耗品費 修繕料	1,649 362 1,287
17 備品購入費	393	14 工事請負費 施設改修工事費 17 備品購入費 事業用備品購入費	979 979 197 197
		11美術博物館事業費 29美術博物館教育普及・活動事業費 17 備品購入費 事業用備品購入費	110 110 110 110
		12考古博物館費 01考古博物館管理運営事業費 10 需用費 消耗品費 14 工事請負費 施設改修工事費 17 備品購入費 事業用備品購入費	578 578 140 140 352 352 86 86
11 役務費	159	10文化会館管理費 01文化会館管理費	27,855 3,825
12 委託料	3,666	11 役務費 通信運搬費	159 159
14 工事請負費	24,030	12 委託料 廃棄物等処理業務委託料  03文化会館施設整備事業費 14 工事請負費 施設改修工事費	3,666 3,666  24,030 24,030 24,030

## (款) 10 教育費

## (項) 6 保健体育費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10	6	2						11,620	
						400		6,893	
						(市)公共施設等適正管理 推進事業債	△3,500		
						(市)緊急防災・減災事業 債	3,900		
	3	社会体育学校開放 費	12,791	3,201	15,992		300	2,901	
								3,201	
							300	△300	
						(市)公共施設等適正管理 推進事業債	△800		
						(市)緊急防災・減災事業 債	1,100		
11	災害復旧費		675,200	45,122	720,322	13,340	31,000	782	
	1	農林水産施設災害復 旧費	96,300	1,200	97,500		700	500	
	10	農林単独災害復旧 事業費	46,300	1,200	47,500		700	500	
							700	500	
						(市)現年発生単独災害復 旧事業債	700		
	2	公共土木施設災害復 旧費	578,900	43,922	622,822	13,340	30,300	282	
	1	公共土木施設災害 復旧費	530,300	20,315	550,615	13,340	6,900	75	
						13,340	6,900	75	
						(国)公共土木施設災害復 旧事業負担金	13,340		
						(市)現年発生補助災害復 旧事業債	6,900		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	990	10 体育施設管理費	11,620
		01 体育施設管理費	11,620
14 工事請負費	7,293	12 委託料	990
		施設設備保守点検業務委託料	990
16 公有財産購入費	10,630	16 公有財産購入費	10,630
		事業用地買収費	10,630
		11 体育施設整備費	7,293
		03 体育施設改修費	7,293
		14 工事請負費	7,293
		施設改修工事費	7,293
12 委託料	3,201	10 社会体育学校開放費	3,201
		01 社会体育学校開放管理費	3,201
		12 委託料	3,201
		施設設備保守点検業務委託料	3,201
		11 社会体育学校開放施設整備費	
		02 社会体育学校開放施設整備費（単独）	
		財源内訳補正	
14 工事請負費	1,200	10 農業施設等単独災害復旧事業費	1,200
		01 農業施設等単独災害復旧事業費	1,200
		14 工事請負費	1,200
		災害復旧工事費	1,200
10 需用費	172	10 現年発生土木施設補助災害復旧事業費	20,315
		01 土木施設補助災害復旧事業費	20,315
14 工事請負費	20,000	10 需用費	172
		消耗品費	172
17 備品購入費	143	14 工事請負費	20,000
		災害復旧工事費	20,000
		17 備品購入費	143
		事務用備品購入費	143

## (款) 11 災害復旧費

## (項) 2 公共土木施設災害復旧費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 2 10 土木施設単独災害復旧事業費	48,600	23,607	72,207		23,400		207
					23,400		207
				(市)現年発生単独災害復旧事業債		23,400	
歳 出 合 計	48,105,106	365,750	48,470,856	66,095	220,000	16,766	62,889

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	107	10 土木施設単独災害復旧事業費 23,607 01 土木施設単独災害復旧事業費 23,607
12 委託料	300	10 需用費 107 消耗品費 107
14 工事請負費	23,200	12 委託料 300 倒木処理業務委託料 300
		14 工事請負費 23,200 災害復旧工事費 23,200

附表1

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員

( )内はパートタイム会計年度任用職員(外数)

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費等	合 計
		報酬	給 料	職員手当	計		
補正後	131 ( 673 )	1,122,042	204,309	175,571	1,501,922	244,181	1,746,103
補正前	131 ( 672 )	1,115,931	204,309	175,571	1,495,811	244,076	1,739,887
比 較	0 ( 1 )	6,111	0	0	6,111	105	6,216

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	
報 酬	6,111	新型コロナウイルス 関連事業ほか による増額	6,111	パートタイム会計年度任用職員 分	パートタイム会計年度任用職員数の状 況 令和3年8月1日 673





附表2

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの  
又は支出額の見込み及び令和3年度以降

事 項		限 度 額	令和3年度以降の支出予定額	
			期 間	金 額
補正前	ふるさと飯田応援隊募集事業 業務委託料	千円 0	年度	千円 0
補正後		148,104	3~6	148,104

についての令和2年度末までの支出額  
の支出予定額等に関する調書補正

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			0
			148,104

附表3

地方債の令和元年度末における現在高  
令和3年度末における現在高の見込み

区 分	令和3年度中 増減見込み				
	令和3年度中 起債見込額				
	繰越事業費分	補正前の額	補正額	補正後の額	計
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	636,500	2,815,000	189,000	3,004,000	3,640,500
(2) 民生	25,500	164,300	7,000	171,300	196,800
(5) 農林	44,400	103,600	16,500	120,100	164,500
(10) 教育	11,700	753,500	165,500	919,000	930,700
2. 災害復旧債	108,000	232,900	31,000	263,900	371,900
(1) 補助	50,400	159,800	6,900	166,700	217,100
(2) 単独	57,600	73,100	24,100	97,200	154,800
3. その他		1,790,000	△ 158,500	1,631,500	1,631,500
(2) 臨時財政対策債		1,790,000	△ 158,500	1,631,500	1,631,500
合計	744,500	4,837,900	61,500	4,899,400	5,643,900

並びに令和2年度末及び  
に関する調書補正

令和3年度末現在高見込額		
補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
20,855,257	189,000	21,044,257
1,529,006	7,000	1,536,006
1,191,995	16,500	1,208,495
4,668,648	165,500	4,834,148
1,040,536	31,000	1,071,536
356,375	6,900	363,275
684,161	24,100	708,261
20,238,489	△ 158,500	20,079,989
19,972,859	△ 158,500	19,814,359
42,134,282	61,500	42,195,782



## 令和3年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

令和3年度飯田市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135,271千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,028,071千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
2 国庫支出金	
	2 国庫補助金
7 繰入金	
	1 一般会計繰入金
8 繰越金	
	1 繰越金
歳入合計	



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,952,363	1,802	2,954,165
952,323	1,802	954,125
1,715,153	△1,802	1,713,351
1,715,153	△1,802	1,713,351
30,000	135,271	165,271
30,000	135,271	165,271
11,892,800	135,271	12,028,071

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
8 諸支出金	1 還付金及び償還金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
213,252	0	213,252
123,073	0	123,073
68,856	135,271	204,127
34,000	135,271	169,271
11,892,800	135,271	12,028,071



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	2,952,363	1,802	2,954,165
7 繰入金	1,715,153	△1,802	1,713,351
8 繰越金	30,000	135,271	165,271
歳入合計	11,892,800	135,271	12,028,071

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	213,252	0	213,252
8 諸支出金	68,856	135,271	204,127
歳 出 合 計	11,892,800	135,271	12,028,071

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1,802		△1,802	0
			135,271
1,802		△1,802	135,271

## 2 歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	2,952,363	1,802	2,954,165
2 国庫補助金	952,323	1,802	954,125
6 介護保険事業補助金	0	1,802	1,802
7 繰入金	1,715,153	△1,802	1,713,351
1 一般会計繰入金	1,715,153	△1,802	1,713,351
4 その他一般会計繰入金	213,352	△1,802	211,550
8 繰越金	30,000	135,271	165,271
1 繰越金	30,000	135,271	165,271
1 繰越金	30,000	135,271	165,271
歳 入 合 計	11,892,800	135,271	12,028,071



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	1,802	現年度分 1,802
1 職員給与費等繰入金	△1,802	職員給与費等繰入金 △1,802
2 純繰越金	135,271	純繰越金 135,271

### 3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 総務費	213,252	0	213,252	1,802		△1,802	0	
1 総務管理費	123,073	0	123,073	1,802		△1,802	0	
1 一般管理費	123,063	0	123,063	1,802		△1,802	0	
				1,802		△1,802	0	
				(国)現年度分 (繰)職員給与費等繰入金			1,802 △1,802	
8 諸支出金	68,856	135,271	204,127				135,271	
1 還付金及び償還金	34,000	135,271	169,271				135,271	
2 償還金	30,000	135,271	165,271				135,271	
							135,271	
歳 出 合 計	11,892,800	135,271	12,028,071	1,802		△1,802	135,271	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		10一般管理費 01一般管理費 財源内訳補正
22 償還金利子及び割引料	135,271	10償還金 135,271 01償還金 135,271 22 償還金利子及び割引料 135,271 返還金 135,271



## 令和3年度飯田市墓地事業特別会計補正予算（第1号）案

令和3年度飯田市の墓地事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ756千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,356千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
4 繰越金	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
162	756	918
162	756	918
12,600	756	13,356

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
歳 出 合 計	



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
10,752	756	11,508
10,752	756	11,508
12,600	756	13,356



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	162	756	918
歳入合計	12,600	756	13,356

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	10,752	756	11,508
歳 出 合 計	12,600	756	13,356

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			756
			756

## 2 歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	162	756	918
1 繰越金	162	756	918
1 繰越金	162	756	918
歳 入 合 計	12,600	756	13,356

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 純繰越金	756	純繰越金 756

### 3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	10,752	756	11,508				756
1 総務管理費	10,752	756	11,508				756
1 一般管理費	10,752	756	11,508				756
							756
歳 出 合 計	12,600	756	13,356				756



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	352	10一般管理費 756 01一般管理費 756
14 工事請負費	404	12 委託料 352 霊園管理業務委託料 352 14 工事請負費 404 西部霊園園内改修工事費 404



## 令和3年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）案

令和3年度飯田市の介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,489千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ717,089千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
4 繰越金	1 繰越金
9 県支出金	2 県補助金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
10,358	989	11,347
10,358	989	11,347
0	500	500
0	500	500
715,600	1,489	717,089

歳 出

款	項
1 介護老人保健施設費	1 介護老人保健施設費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
715,600	1,489	717,089
715,600	1,489	717,089
715,600	1,489	717,089





歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	10,358	989	11,347
9 県支出金	0	500	500
歳入合計	715,600	1,489	717,089

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 介護老人保健施設費	715,600	1,489	717,089
歳 出 合 計	715,600	1,489	717,089

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
500			989
500			989

## 2 歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	10,358	989	11,347
1 繰越金	10,358	989	11,347
1 繰越金	10,358	989	11,347
9 県支出金	0	500	500
2 県補助金	0	500	500
1 老人保健施設費補助金	0	500	500
歳 入 合 計	715,600	1,489	717,089

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 純繰越金	989	純繰越金 989
1 老人保健施設費補助金	500	地域医療介護総合確保基金補助金 500

### 3 歳 出

(款) 1 介護老人保健施設費

(項) 1 介護老人保健施設費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護老人保健施設費	715,600	1,489	717,089	500			989
1 介護老人保健施設費	715,600	1,489	717,089	500			989
1 介護老人保健施設 管理費	645,573	1,489	647,062	500			989
				500			989
				(県)地域医療介護総合確 保基金補助金			500
歳 出 合 計	715,600	1,489	717,089	500			989

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
17 備品購入費	1,489	10介護老人保健施設管理費 1,489 01介護老人保健施設管理費 1,489 17 備品購入費 1,489 事務用備品購入費 1,489





令和3年度飯田市病院事業会計補正予算（第1号）案

第1条 令和3年度飯田市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度飯田市病院事業会計予算第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
受変電設備更新事業	令和3年度から 令和4年度まで	千円 150,000
MR I 室改修事業	令和3年度から 令和4年度まで	65,000
MR I 装置更新事業	令和3年度から 令和4年度まで	300,000

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

予算に関する

債務負担行為

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額	
		期 間	金 額
	千円	年度	千円
受変電設備更新事業	150,000	—	0
MR I 室改修事業	65,000	—	0
MR I 装置更新事業	300,000	—	0

る 説 明 書

に 関 する 調 書

当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	企 業 債	県補助金	出 資 金	過年度分損益 勘定留保資金
年度	千円	千円	千円	千円	千円
3～4	150,000	150,000			
3～4	65,000	65,000			
3～4	300,000	300,000			



## 令和3年度飯田市各財産区会計補正予算（第1号）案

令和3年度飯田市の各財産区会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,839千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 繰入金	1 基金繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
9,850	880	10,730
9,850	880	10,730
65,959	880	66,839

歳 出

款	項
1 総務費	2 財産管理費
歳 出 合 計	



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
58,452	880	59,332
53,163	880	54,043
65,959	880	66,839



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	9,850	880	10,730
歳入合計	65,959	880	66,839

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	58,452	880	59,332
歳 出 合 計	65,959	880	66,839

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		880	0
		880	0

## 2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	9,850	880	10,730
1 基金繰入金	9,850	880	10,730
1 基金繰入金	9,850	880	10,730
歳 入 合 計	65,959	880	66,839

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
14 北十区財産区	880	基金繰入金	880

### 3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 2 財産管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	58,452	880	59,332			880	0
2 財産管理費	53,163	880	54,043			880	0
14 北十区財産区	2,692	880	3,572			880	0
				(繰)基金繰入金		880	0
歳 出 合 計	65,959	880	66,839			880	0



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	880	10財産管理費 880 01財産管理費 880 12 委託料 880 支障木伐採業務委託料 880



議案第80号

令和2年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度飯田市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第81号

令和2年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第82号

令和2年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第83号

令和2年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第84号

令和2年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第85号

令和2年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健



議案第86号

令和2年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第87号

令和2年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第88号

令和2年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第89号

## 令和2年度飯田市病院事業決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度飯田市病院事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第90号

## 令和2年度飯田市水道事業決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度飯田市水道事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第91号

令和2年度飯田市下水道事業決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度飯田市下水道事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第92号

令和2年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

飯田市長 佐藤 健